

令和元年度 第2回北見市廃棄物減量等推進審議会 報告書

日時 令和2年2月13日(木) 14:00～

会場 クリーンライフセンター大会議室

○出席委員

星 雅之 会長、 成田 禅 副会長、 吉田 理恵 委員、中村 寿志 委員、
藤田 依里 委員、 遠藤 登志子 委員、天野 昌明 委員、田巻 美代子 委員、
斉藤 伸一郎 委員、大友 三明 委員、 橋 勝俊 委員、 西野 克利 委員、
齋藤 均 委員

○欠席委員

山原 大祐 委員、 山崎 友春 委員、 石黒 晃平 委員

○事務局

北見市副市長 浅野目 浩美、市民環境部長 佐野 祐一郎、
市民環境部次長 岡田 和広、廃棄物対策課長 古川 晋也、
クリーンライフセンター所長 佐々木 智一、端野総合支所市民環境課長 中野 佳子、
常呂総合支所市民環境課長 平田 喜代実、留辺蘂総合支所市民環境課長 海銚 之浩、
廃棄物対策課計画係長 今野 えりか、廃棄物対策課計画係主事 星 友騎、
廃棄物対策課総務係長 早坂 亮太、廃棄物対策課啓発係長 深瀬 厚、
環境課環境計画係長 西川 武彦、クリーンライフセンター施設管理係長 福士 勇太、

○報道機関

株式会社 伝書鳩

《要旨》

- 1 開会(14時)
 - ・佐野部長による開会宣言
 - ・新委員の紹介
- 2 副市長挨拶
 - ・浅野目副市長より挨拶
- 3 会長挨拶
 - ・星会長より挨拶

4 議事

(1) 諮問事項

1. 北見市災害廃棄物処理計画の策定について

- ・ 浅野目副市長から星会長へ諮問書を提出後、事務局より補足説明
- ・ 質疑～

(2) 報告事項

1. 家庭系一時多量ごみの収集について

- ・ 事務局から説明
- ・ 質疑～

5 その他～

6 閉会（14時45分）



《議事録》

<p>岡田市民環境部次長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和元年度第1回北見市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日はご多忙にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を勤めます、市民環境部次長の岡田でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>開催に先立ちまして、委員の変更がございましたので、私の方からご報告させていただきます。</p> <p>令和2年2月に北見商工会議所選出の福地委員が中村 寿志委員に変更となりました。</p> <p>それでは、新しく委員となりました中村委員より一言、自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>こんにちは。</p> <p>北見商工会議所工業部会長であった福地委員の後任としてまいりました中村でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>岡田市民環境部次長</p>	<p>それでは次第にしたがって進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、副市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>浅野目副市長</p>	<p>副市長の浅野目でございます。</p> <p>本来であれば、辻市長よりお願いとご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、他の公務のため代わってご挨拶させていただきますこと、ご了承願います。</p> <p>皆様には、時節柄何かとお忙しい中、北見市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>昨年は、審議会委員の皆様からの答申を基に第2次北見市一般廃棄物処理基本計画を策定することができました。</p> <p>これもひとえに、皆様からいただいた貴重なご助言、ご提言の賜物でございます。改めて感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>さて、現在わが国では、海洋へのプラスチック流入や食品の大量廃棄、地震や水害による大規模災害時に発生する大量の廃棄物処理など、持続可能な社会の実現に対する様々な課題がございます。</p> <p>本市においても、「環境にやさしい協働・循環型のまちの実現をめざして」という基本理念のもと、第2次北見市一般廃棄物処理基本計画に基づきこれらの課題に対応する施策を実施し、環境負</p>

	<p>荷を抑制した循環型社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>本日は、大きな課題の1つである災害廃棄物に対する本市の取り組みについて、後ほど諮問させていただきたいと考えております。</p> <p>委員の皆様には、様々な角度から忌憚のないご意見、ご提言をいただければ幸と存じますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
岡田市民環境部次長	<p>続きまして、星会長よりご挨拶いただきます。</p> <p>星会長、よろしくお願いいたします。</p>
星会長	<p>本審議会の会長を仰せつかっております、北見工業大学の星でございます。</p> <p>本日は、北見市災害廃棄物処理計画の策定について市から諮問があります。</p> <p>その後に、家庭系一時多量ごみの収集につきまして委員の皆様にご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
岡田市民環境部次長	<p>星会長、ありがとうございました。</p> <p>議事に入らせていただく前に、事務局より諸般の報告をいたします。</p>
古川廃棄物対策課長	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>本審議会は各団体からの推薦や一般公募により、16名の委員で構成されており、ただ今の出席委員は16名中13名でございます。</p> <p>山原委員、山崎委員、石黒委員からは、本日所要のため欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>よって、過半数のご出席をいただいておりますことから、北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。</p>
岡田市民環境部次長	<p>それでは、これ以降の進行につきましては、星会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
星会長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第4の(1)諮問事項の1「北見市災害廃棄物処理計画の策定」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

岡田市民環境部次長	<p>わが国では、近年、地震や台風といった大規模災害が頻発し、大量の災害廃棄物が被災地で発生しております。本市では、災害廃棄物に対し、迅速かつ適正な処理に必要な事項を定めた北見市災害廃棄物処理計画を策定いたします。</p> <p>本計画の策定にあたり、審議会委員の皆様のご意見を賜るべく、浅野目副市長より、当該計画のあり方について諮問させていただきます。</p>
浅野目副市長	<p>平時より災害時に発生する廃棄物への事前の備えを図り、災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するために必要な事項を定めた北見市災害廃棄物処理計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。</p>
星会長	<p>ただいま、諮問書を受け取りました。本審議会において審議させていただきます、令和2年11月を目途に答申させていただきます。</p> <p>なお、浅野目副市長はこの後、別の公務が予定されているとのことです、ここで退席となります。</p>
浅野目副市長	<p>委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>※浅野目副市長退席</p>
星会長	<p>改めまして、ただいまの諮問について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
今野廃棄物対策課計画係長	<p>廃棄物対策課計画係長の今野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが、議案の訂正が1カ所ございます。</p> <p>議案8ページの計画の策定体制の中段、(b) 専門部会の概要の下、(エ) 設置期間を令和2年2月13日から令和2年3月31日までと記載していますが、令和2年2月13日から令和3年3月31日までの誤りですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。</p> <p>それでは、先ほど、副市長から星会長へ諮問書を提出させていただきました北見市災害廃棄物処理計画の策定について、改めまして、議案に沿ってご説明いたします。</p> <p>それでは、議案1ページをお開きください。</p> <p>ア. 計画策定の背景についてですが、平成23年に発生した東日本大震災及び平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震、並びに平成28年に発生した台風による北海道での被災、昨年は千葉県や姉妹都市の宮城県丸森町に甚大な被害をもたらした台風の発生など、近年、大規模な災害が頻発しており、それに伴う災</p>

害廃棄物が膨大に発生していることから、住民の健康や生活環境に支障をきたさないよう、迅速かつ適正な処理が必要となります。

平常時から災害廃棄物の対策をしておくことが、喫緊の課題となっているところであります。

イ. 計画の目的としまして本計画は、災害から早期の復旧復興に向けて、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するために必要な事項等について定めるものです。

つづきまして、ウ. 計画の概要についてですが、本計画を策定するにあたり、環境省のモデル事業で作成されました「北見市災害廃棄物処理計画（骨子案）」を基礎資料として、本市の状況に合わせた計画を策定していくこととなりますが、骨子案では、水害による被災の想定がされておりましたので、水害による災害廃棄物の処理に関することを加えて、計画を策定していきます。

議案の2ページから7ページにかけて、骨子案を掲載しております。

骨子案は、災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するために必要な事項等について、全4編から構成されております。

議案の2ページから5ページにかけては、第1編 総則として第1章 基本的事項から、第2章 組織体制・指揮命令系統、第3章 情報収集・連絡、第4章 協力・支援体制、第5章 職員への教育訓練まで、主に、平常時に確認しておくべき事項について、5ページの下部から、6ページ上部にかけての、第2編 一般廃棄物処理施設等として、第1章 一般廃棄物処理施設、第2章 し尿、第3章 避難所ごみ等まで、現在の廃棄物の処理施設及び災害発生後の生活ごみや避難所ごみの収集運搬および処理方法について、6ページの中段から7ページにかけて、第3編 災害廃棄物対策として、実際の災害廃棄物処理に際して必要となる事項について、第1章 災害廃棄物処理の流れ、第2章 災害廃棄物発生量の推計、第3章 災害廃棄物の処理を記載しております。

7ページの最後に、第4編 地域特性と対応方針として、冬期における厳しい気候の要件など地域の特性に応じた災害廃棄物処理を検討していきます。

つづきまして、8ページをご覧ください。

エ. 計画の策定体制についてです。

計画の策定にあたりまして、災害廃棄物の処理について廃棄物処理に係る業界団体などから意見をいただいたり、協議をする場

として本審議会の専門部会の設置を考えております。

専門部会の設置については、北見市廃棄物減量等推進審議会実施要綱第6条および北見市廃棄物減量等推進審議会専門部会設置要領第1条により専門部会を設置することができるとしていることから、計画の策定にあたり、専門部会を設置し、災害廃棄物の処理に関する専門的な事項について検討していきたいと考えています。

なお、北見市廃棄物減量等推進審議会実施要綱および北見市廃棄物減量等推進審議会専門部会設置要領については、議案10ページに掲載しております。

専門部会の概要については、議案に記載しておりますとおり、名称を「北見市災害廃棄物処理計画策定部会」とし、委員としては本審議会の委員のほか、学識経験者や廃棄物処理に関わる各種団体等の外部委員を加えることを考えています。

設置期間については、計画策定までの令和3年3月までとし、途中審議会委員の改選を挟みますが、専門部会に加わっている審議会委員が改選された場合には、再度審議会から委員を選出することとします。

専門部会で審議した内容については、審議会で報告し、審議会ではこの報告を踏まえて計画策定の協議を進めていくこととします。

具体的な委員としては、本日配布しました「北見市災害廃棄物処理計画策定部会 委員案」という資料をご覧ください。

先ほど委員の構成についてお話ししましたが、審議会委員と外部委員で部会を構成します。

本審議会からは2名、吉田委員と斉藤委員を専門部会の委員として考えております。

このほか、外部委員として学識経験者として北見工業大学から1名、廃棄物処理関連団体として北海道産業資源循環協会オホーツク支部および北海道環境保全協会北見支部から各1名、北海道産業資源循環協会は、産業廃棄物処理業者で組織している協会、北海道環境保全協会は、廃棄物の処理業者や浄化槽清掃業者等で組織している協会、どちらの協会も、北海道胆振東部地震の際に被災地での廃棄物処理の経験がある団体です。

一般廃棄物収集運搬事業者として環境衛生協同組合から1名、こちらの組合については、北見自治区の家庭系ごみの収集運搬業務を委託している業者です。

	<p>建設業関連団体として北見建設業協会から1名、こちらは災害時における応急対策業務に関する協定を北見市と締結している団体です。</p> <p>廃棄物処理場運転管理事業者としてアース環境株式会社から1名、こちらは北見市廃棄物処理場の運転管理を委託している業者です。</p> <p>以上8名を専門部会の委員とし、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制や施策に関することについて協議していきたいと考えています。</p> <p>審議会委員から選出を考えております吉田委員と斉藤委員からは内諾をいただいておりますが、外部委員として考えております6名については、本日の審議会です承いただきましたら各団体から選出いただくよう要請をしていきます。</p> <p>次に、議案に戻りまして9ページをご覧ください。</p> <p>オ、計画策定までのスケジュールについてですが、本日の審議会です諮問を行いましたので、本日以降、11月までの間に審議会を2回、計画策定部会を3回程度開催してご審議いただき、12月から翌年の令和3年1月にかけてパブリックコメントを実施しまして令和3年3月に「北見市災害廃棄物処理計画」を策定していきたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
星会長	<p>ただいま、事務局より説明がありました北見市災害廃棄物処理計画の策定について、骨子案を事前に委員の皆様へ配布させていただきましたので、中身をご覧になった方も多と思います。</p> <p>特に現段階で、内容について確認しておきたいことがあれば、ご質問をお受けしたいと思いますが、何かありますでしょうか。</p>
齋藤（均）委員	<p>今回の災害廃棄物処理計画について、北見市で発生したごみの処理計画が前提で諮問を受けたと思うのですが、北見市以外の町から受けざるを得ないごみについての考え方は、こちらに持ち込まれてくるという考えをお持ちなのでしょうか。</p>
古川廃棄物対策課長	<p>北見市以外で発生した廃棄物の取り扱いについてですが、現在、北見市と置戸町、訓子府町との間で広域にごみ処理を行っておりますので、置戸町、訓子府町については視野に入れていかなければならないと思っております。</p> <p>ただ、それ以外についても近隣町村、それから道内、広く言えば日本中ということにはなるのですけれども、そちらについても併せて、今後災害廃棄物の処理を検討していくと考えております。</p>

	<p>災害廃棄物計画についても協定に基づいて災害廃棄物を処理していくということは盛り込まれていく考えでございます。</p>
星会長	<p>北見市だけではなく、道の関係もございますので、近隣市町村から引き受けざるを得ない形で災害廃棄物の処理を行う、そういったことも考えて、今後審議を行いたいと思います。</p> <p>他にございますでしょうか。</p>
斉藤（伸）委員	<p>協定について北見市とどこが結んでいるか具体的に教えてください。</p>
古川廃棄物対策課長	<p>現時点で、災害に関する協定は北海道と北見市で行っているものもございますし、道東6市で釧路や帯広などと結んでいるものもございます。</p> <p>それから、先般被害がありました宮城県丸森町とも姉妹都市の協定をむすんでおりまして、その中で個々に災害に関する協定ということで協力し合うことになっております。</p> <p>そういった既存の協定もございますので、今後とも協力しあえるような形で計画を仕上げたいこうと考えております。</p>
星会長	<p>他にご質問などございませんでしょうか。</p> <p>無いようなので、先ほど、策定部会に本審議会から吉田委員と斉藤伸一郎委員が部会に入りますけれども、そのほか外部委員6名、これに関しましては審議員から一任いただければ事務局で進めるということによろしいでしょうか。</p>
	<p>(委員一同賛同)</p>
星会長	<p>それでは北見市災害廃棄物処理計画につきまして、まずはお認めいただいたということでありがとうございます。</p> <p>次に、(2) 報告事項の1「家庭系一時多量ごみの収集」について事務局より説明をお願い致します。</p>
今野廃棄物対策課計画係長	<p>家庭系一時多量ごみの収集についてご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、家庭系一時多量ごみの収集については、昨年7月に開催しました第1回廃棄物減量等推進審議会にてご報告いたしました平成31年度北見市一般廃棄物処理実施計画の中で、「今後増加が見込まれる一時的多量ごみの適正処理を進めるため、収集運搬体制の検討を行う」としておりましたので、収集運搬体制について協議を行い、家庭系一時多量ごみを新たな方法により収集することとなりましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案11ページをご覧ください。</p> <p>ア、現状と課題についてであります。近年、少子高齢化と世</p>

帯分離が進んでおり、引越しや高齢者が介護施設等へ入居する時、一人暮らしの方が残念ながらお亡くなりになった際に、ごみが一時的に多量に排出される事例が増加しています。

これらの一時多量ごみは、家庭系一般廃棄物に該当します。

家庭系一般廃棄物は、計画的に処理するために、市の一般廃棄物処理計画に基づいて、ごみステーションへの排出や粗大ごみとしての排出、もしくは排出者本人やご家族による廃棄物処理場への自己搬入をいただいています。

しかしながら、例としまして、空き家の整理等をする際に、排出者が遠隔地に居住しているため廃棄物処理場への自己搬入ができないなど、一時多量ごみの排出に困難をきたしている状況にあります。

イ、制度の概要についてですが、このような課題を解決するため、これまでの方法に加え、許可業者が家庭から排出される一時多量ごみの収集運搬を行うことで、市民の利便性を高めてまいりたいと考えております。

なお、これまでも引越し等により一時多量ごみが発生した際に、その片付けに携わった者等の車両へ本人が同乗した場合は、排出者本人の自己搬入とみなしておりますが、この取り扱いは変更しないことといたします。

つづきまして、対象となる廃棄物でございますが、引越し等に伴って発生する家庭系一時多量ごみとします。

次に、廃棄物の量の基準でございますが、500リットル以上または100キログラム以上を想定しております。

500リットルは、およそ45リットルの指定ごみ袋で11袋程度の量になります。

つづきまして、収集運搬業者でございますが、現行、市が許可している事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者といたします。

議案に記載しているとおり、北見自治区が3事業者、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区に各1事業者がおります。

議案の12ページをご覧ください。

【参考】としまして、記載させていただいておりますが、同じ制度を実施しております道内他都市の状況を表にしております。

道内の他都市においても、事業系一般廃棄物収集運搬業の許可業者が、家庭系一時多量ごみの収集運搬を担っており、本市におきましても、同様の体制を取っていきたいと考えております。

再度、議案11ページをご覧ください。

	<p>収集運搬方法でございますが、図で示しておりますとおり、排出者が許可業者に収集運搬を依頼していただく際に、許可業者は見積もりを行い、費用を明確にするとともに、ごみを収集運搬する前に、市に届け出ることで、廃棄物処理場での混乱を回避できるようにいたします。</p> <p>つづきまして、12ページをお開きください。</p> <p>ウ、収集運搬費用についてでございますが、収集運搬は許可業者が行いますことから、事業系の一般廃棄物の収集運搬と同様に、条例上の収集運搬手数料が適用されませんので、各許可業者で料金を設定することとなります。</p> <p>次に、エ、実施予定日でございますが、制度の開始を令和2年4月1日に予定しております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
星会長	<p>ただいま、事務局より説明がありました家庭系一時多量ごみの収集について、ご質問をお受けしたいと思いますが、何かありますでしょうか。</p>
齋藤（均）委員	<p>収集運搬業者についてですが、例えば端野自治区に住んでいる人は端野自治区の業者にしか頼んではならないのか、もしくは北見市全体のなかから1者選んでいいのでしょうか。</p>
今野廃棄物対策課 計画係長	<p>それぞれの発生した自治区での許可業者に収集運搬を依頼することになります。</p>
齋藤（均）委員	<p>それでは北見以外の3自治区では1者独占になりますよね。</p> <p>運搬費用は見積もりを取る形となっておりますが、そうすると競争原理が働かないと思うのですが、市の方で調整していただくとか、何か考えはお持ちなののでしょうか。</p>
古川廃棄物対策課 長	<p>1者独占になり競争原理が働かないということについてですが、市の収集運搬業務というものは経済的な原則に基づいて行われるものではないので、お金儲けに走って金額を吊り上げるようなことはしないでくださいと我々としてはお願いいたします。</p> <p>ただ、値段についてはこの金額にしてくださいということまでは出来ないで、市民生活がしっかり成り立つような形で収集運搬をしていただくということで、市の方で許可をするという風に我々は考えておりますので、市民生活に影響を及ぼすような値段設定はならないように、我々も監視していくところでございます。</p>

斉藤（伸）委員	例えば、遺品整理会社がいろんなものを選んで、それ以外はごみで出す。その場合、このごみは産業廃棄物になるのでしょうか。
古川廃棄物対策課長	遺品整理ということで、排出者はあくまで排出される方になります。 ごみを運ぶのはあくまでも今回設置させていただく市の許可業者ということになりますので、遺品整理業の方はごみを運ぶことはできません。
岡田市民環境部次長	補足させていただきますが、遺品整理業の方がご本人ですとか、遺族の方を同乗してクリーンライフセンターへ持ち込むことは認めておりますので、その取扱いは変わるものではありません。
斉藤（伸）委員	これはあくまでも運搬のための見積もりであって、中を整理するだとかは考えていないということですね。
岡田市民環境部次長	その通りです。
星会長	他に何かございますでしょうか。
斉藤（伸）委員	収集運搬許可業者が遺品を整理する、このことは別途費用が発生するとしても、許可業者が行ってもいいのですか。
古川廃棄物対策課長	収集運搬許可業者が遺品整理をすることについてですが、業としてやっていただいて構わない部分であります。
星会長	他にご質問などございませんでしょうか。 無いようなので家庭系一時多量ごみにつきまして質問などを終わります。
星会長	次に、次第第5「その他」ということですが、事務局から何かありますか。
早坂廃棄物対策課総務係長	廃棄物対策課総務係長の早坂と申します。 本審議会の委員の皆様が今年の6月11日をもって満了となりますので、改めて公募や、皆様の推薦をいただきたいと思っております。 今後につきましては、4月の中旬から5月の中旬にかけてまして広報などでお知らせをしたいと思います。 推薦につきましては所属団体様向けに同じ時期に推薦の依頼をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
星会長	委員の皆様から何かございませんか？
	(委員一同無し)
星会長	以上で全ての審議が終了しましたので、進行を事務局に戻します。

佐野市民環境部長	<p>星会長をはじめ、審議会委員の皆様、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>今回を持ちまして、皆様の審議会委員としての任期中の審議会開催は、最後となりますが、この間、各年度の実績検証や計画内容のご審議、また、平成30年度には第2次北見市一般廃棄物処理基本計画策定への答申をいただくなど、貴重なご意見を賜りましたことに対し、改めてお礼申し上げます。</p> <p>本日、諮問させていただきましたとおり、現在、災害廃棄物処理基本計画の策定作業に入っているところでございます。</p> <p>吉田委員及び斉藤伸一郎委員につきましては、災害廃棄物処理計画策定部会の委員として、引き続きご意見、ご指摘など賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、皆様におかれましては、今後とも、廃棄物行政に対し貴重な意見、ご指摘等を賜ればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>2年間、大変お疲れ様でございました。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第2回北見市廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。</p>
----------	---

(14:45 終了)